

民放連定款 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p><u>(3) 会員の適切なガバナンスの確保に資する事業</u></p> <p>(4) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(5) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(6) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(7) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(8) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(9) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(10) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(11) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 放送倫理の確立とその高揚</p> <p>(2) 会員相互の連絡と共通問題の処理</p> <p>(3) 放送の番組、技術及び経営などの調査並びに研究</p> <p>(4) 放送事業に関する諸問題に関し、国会、関係官庁、その他との連絡</p> <p>(5) テレビジョン中継回線の運用に関する業務</p> <p>(6) 著作権法施行令第3条による記録保存所の業務</p> <p>(7) 放送事業に関する啓もう及び宣伝</p> <p>(8) 機関紙及び資料の発行</p> <p>(9) 会員及びその関係者の福祉、親ぼく及び融和に必要な事業</p> <p>(10) その他前条の目的達成のため必要と認めた事業</p>
<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p><u>(3) 放送倫理、民間放送事業等に関して、民間放送全体に対する信頼等を著しく毀損したと認めるとき。</u></p> <p>(4) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>	<p>(除名)</p> <p>第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。</p> <p>(1) この定款に違反したとき。</p> <p>(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。</p> <p>(3) 会費の納入を3か月以上怠ったとき。</p> <p>(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。</p>

変更後	変更前
<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送全体に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>	<p>(会員の処分)</p> <p>第11条 会員が放送倫理、民間放送事業等に関して、この法人又は民間放送に対する信頼等を毀損したと認めるときは、理事会の決議によって会員活動を制限することができる。</p> <p>2 前項の規定は、法人法第48条第2項の趣旨に反しないものとする。</p> <p>3 会員活動の制限の期間は、12か月以内とする。</p>

以 上